

地方独立行政法人下関市立市民病院の中期目標期間見込評価実施要領

平成30年5月30日決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、設置団体の長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人下関市立市民病院に対する評価の基本方針（平成30年5月30日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。

1. 項目別評価（大項目評価）の具体的方法

法人は中期目標期間業務実績見込報告書（様式）を作成して市長に提出する。市長は法人から提出された当報告書について、各事業年度の評価結果を踏まえつつ、内容を調査及び分析し、当該期間における中期目標の達成見込について評価を行う。なお、評価は次の5段階による評価とする。

- S：中期目標を大幅に上回ると見込まれ、特に評価すべき達成状況にある
- A：中期目標どおり達成すると見込まれる
- B：中期目標を概ね達成すると見込まれる
- C：中期目標を十分には達成しないと見込まれる
- D：中期目標を大幅に下回ると見込まれる又は重大な改善すべき事項がある

2. 全体評価の具体的方法

項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、中期目標期間における業務実績の全体的な達成見込について、記述式による総合的な評価を行う。

また、評価の中で特筆すべき取組や改善すべき取組等については、大項目ごとに記載するものとする。

3. その他

本実施要領については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。